

営業許可証

札幌食許可（食） 第1214号
業種別番号（めん類）第 6号

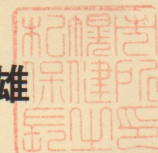
営業者氏名 国岡製麺株式会社
(法人にあつては、その名称)

- この許可の有効期限は、令和9年(2027年)10月31日までとする。
- 営業所の所在地 札幌市東区東苗穂 5条 3丁目7-39
- 営業所の名称等 国岡製麺株式会社

令和2年8月18日申請のあつためん類製造業は、食品衛生法第52条の規定に基づき許可します。

令和2年(2020年)8月21日

札幌市保健所長 三嵩 雄



注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内)に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

許可有効期限 令和9年(2027年)10月31日

